

報道関係 各位

令和 2 年 3 月 3 日

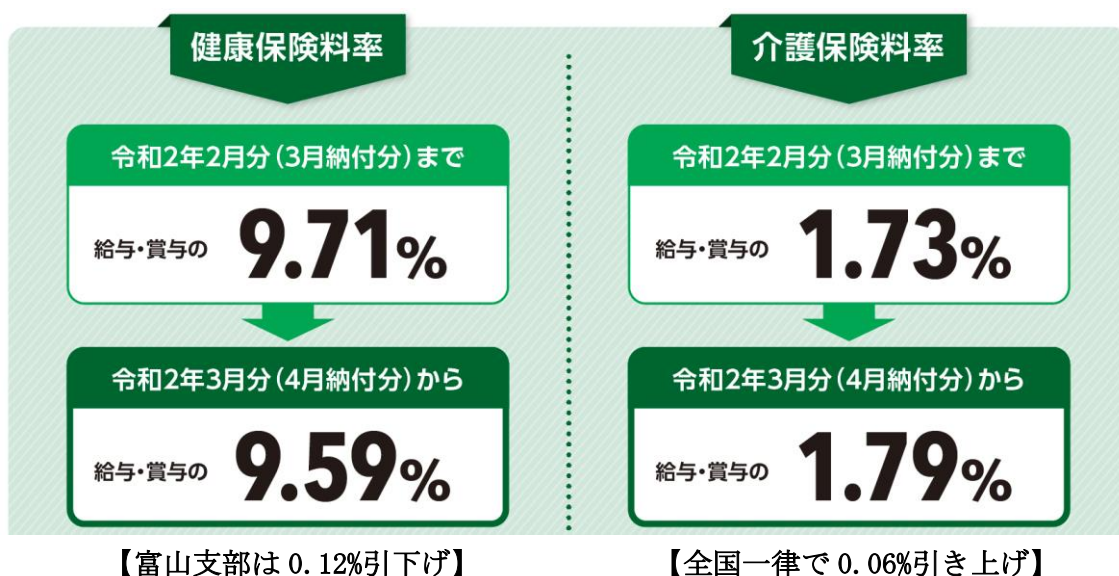
(担当)

企画総務部企画総務グループ

TEL 076-431-6156 FAX 076-431-5274

協会けんぽ富山支部の令和 2 年度の保険料率は 令和 2 年 3 月分（4 月納付分）から改定されます。

全国健康保険協会（※注 1）富山支部（富山県民の約 42%が加入）の令和 2 年度の健康保険料率及び介護保険料率は、本年 3 月分（4 月納付分）から改定されます。



（１）健康保険料率について

全国平均保険料率は 10%と平成 24 年度以降横ばいを続けていますが、各支部の保険料率は地域の医療費に基づき都道府県ごとに設定（※注 2）されております。**富山支部の令和2年度の保険料率は、**現行の 9.71%から**9.59%へと0.12%引き下げ**となります。（引き下げ幅は三重支部▲0.13%に次いで全国で 2 番目）

また、この保険料率は新潟支部（9.58%）に次いで**全国で2番目に低い**料率です。

今回、引き下げとなった主な要因は、

- ① 全国一律の健康保険料率から都道府県支部ごとの料率に改める際に、地域格差による加入者の急激な負担増を抑える対策として、平成 22 年度から経過措置として講じられてきた激変緩和措置（令和元年度は 10/10 の格差を 8.3/10 に圧縮）が終了したこと（影響率▲0.04%）
 - ② 平成 30 年度の決算における収支差（黒字分）を清算（※注 3）したこと（影響率▲0.03%）→平成 30 年度医療費見込みより、実績が少なかった。
 - ③ 第二次世界大戦の終戦前後における出生減の影響に伴い 75 歳以上となる高齢者数の伸びが一時的に鈍化するため、後期高齢者支援金等の伸びも抑制された一方で、総報酬額は増加したため料率が低く設定できたこと。（影響率▲0.1%）
- によるものです。

今般の保険料率は引き下げとなったものの、

① **富山支部の医療給付費は伸び続けている（約 2.7%の伸び）**

（影響率＋0.05% ※年齢・所得調整後）

- ② 第一次ベビーブーム世代（**いわゆる団塊の世代**）が、**2022 年から 75 歳以上になり始めるため、後期高齢者支援金の負担が一気に膨れ上がる**ことが予想される

ことから、**楽観視できる状況ではありません。**

将来の医療費を抑制するためには、加入者一人ひとりの健康の保持増進や早期治療、後発医薬品の使用、医薬品の適正な使用、医療機関の適正な受診といった医療費適正化の行動等を推進していくことが重要です。

【協会けんぽ富山支部の主な取組み事例】

① **健康経営の普及促進**

企業が従業員の健康を経営戦略として考える「健康経営」を推進しています。当支部では、富山県および健康保険組合連合会富山連合会等と連携し、また経済団体等の支援を得ながら「**とやま健康企業宣言**」事業に取り組んでおり、この取組を通じて、事業所における加入者の健康づくりの支援を進めております。

② インセンティブ制度（※注4）の活用

協会けんぽでは、加入者および事業主の健康づくりへの活動（評価指標5項目）を、都道府県ごとに評価し、その結果を保険料率に反映させる「インセンティブ制度」が導入されています。

平成30年度においては、皆様の取組みにより、**富山支部は47支部中18位という結果**となりました。

更に上位を目指すには、「特定保健指導対象者の減少率（47支部中45位）」、「ジェネリック医薬品の使用割合（47支部中25位）」を向上させる必要があります。

こうした取り組みの一つ一つが、医療費の伸びを抑え、保険料の負担軽減へとつながります。今後とも皆様の一層のご協力をお願いします。

（2）介護保険料率について

介護保険制度は、介護が必要な方を社会全体で支える仕組みであり、公費（税金）や高齢者の介護保険料のほか、40歳から64歳までの健康保険の加入者（介護保険第2号被保険者）の介護保険料等により支えられています。

令和2年度の介護保険料率は、介護給付費の伸び等により、現行の1.73%から**1.79%**へと**0.06%引き上げ**られます。（全国一律の保険料率）

この伸びを抑えるには健康寿命の延伸を推進する必要があります。

【※平成28年度調査によると富山県の男性72.58歳（全国8位）女性75.77歳（全国4位）】

富山県は健康寿命日本一を目指しています。

（注1） 平成20年10月1日、国の政府管掌健康保険事業を継承し、これを運営する法人として設立、主に、中小企業で働く従業員とその家族が加入する健康保険の保険者として健康保険事業を行っています。約222万事業所、約3,940万人の加入者からなる日本最大の医療保険者であり、当支部には、県内約1万9,000事業所、約41万人の方が加入されています（平成31年3月時点）。

（注2） 保険料率は、医療給付費を総報酬で割って算出します。令和2年度都道府県単位保険料率は、都道府県ごとの平成30年度の医療給付費及び総報酬の額によって決まります。医療給付費とは医療費の総額から患者負担分を除いた、協会けんぽが療養の給付として支払う額（療養費、移送費を含む）になります。

(注3) 令和2年度の保険料率の算定においては、健康保険法施行規則第135条の7に基づき、平成30年度の富山支部の収支決算における収支差、平成30年度の富山支部の医療給付等の実績に基づき精算する仕組みとなっております。

(注4) インセンティブ制度は、平成30年度より導入されました。本制度は、支部ごとの加入者及び事業主の医療費適正化に向けた行動等を下記の5つの指標で評価します。また、評価結果は現在の保険料率に反映されます（平成30年度結果は令和2年度保険料率に反映）。

- ① 特定健診等の実施率
- ② 特定保健指導の実施率
- ③ 特定保健指導対象者の減少率
- ④ 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率
- ⑤ 後発医薬品の使用割合